



平成27年3月10日

各 位

会社名 株式会社 名古屋銀行
代表者名 取締役頭取 中村 昌弘
(コード番号:8522 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役総合企画部長 杉田 尚人
(TEL. 052-951-5911)

2020年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当行は、平成27年3月10日開催の取締役会において、2020年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のようにお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景：名古屋銀行の戦略】

当行は、平成26年4月に今後の中長期的な戦略の幹となる第19次経営計画『「変わる！変える！生まれ変わる！」～満足にあふれる銀行へ～』を策定し、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）を通じた全員営業体制の構築により、「経済環境の変化に柔軟に対応し、革新的創造を通じて成長力を高める3年間。」とするべく、様々な取り組みを展開しております。

第19次経営計画では、金融サービス機能の強化、営業力・コンサルティング力の強化を推進し、顧客への貢献度アップ及び地域との共存度アップによる、取引密度の深化と顧客数の増加を最終目標としております。これらの施策による収益力の向上と営業基盤の拡大を原動力として、将来にわたる当行の成長力の維持拡大を図ってまいります。

金融サービス機能の強化にあたっては、地域密着戦略を掲げ、法人営業推進体制の再構築による地域企業との取引拡大、海外ビジネスサポートの強化等を推進してまいりました。地元経済の環境に合わせ、より充実した地域活性化に対する取り組みを進めていくとともに、愛知県内及び周辺地域へ経営資源を集中的に投入し、地元経済のさらなる活性化をサポートしていくこととしております。

当行の営業地盤には国際的な競争力を有するグローバル企業が数多く存在しており、今後もお取引先の海外進出、海外事業の拡大および海外との取引等のニーズが一段と高まることを見込まれるなかで、海外における投融資の機会も増加しております。当行では、こうした状況を踏まえ、安定した米ドル資金の調達基盤を確保することを目的に本新株予約権付社債の発行を決議しました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債発行による発行手取金約1億米ドルは、平成29年3月末日までを目途に米ドル建の投融資資金に充当する予定です。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【本新株予約権付社債発行の狙いと商品性】

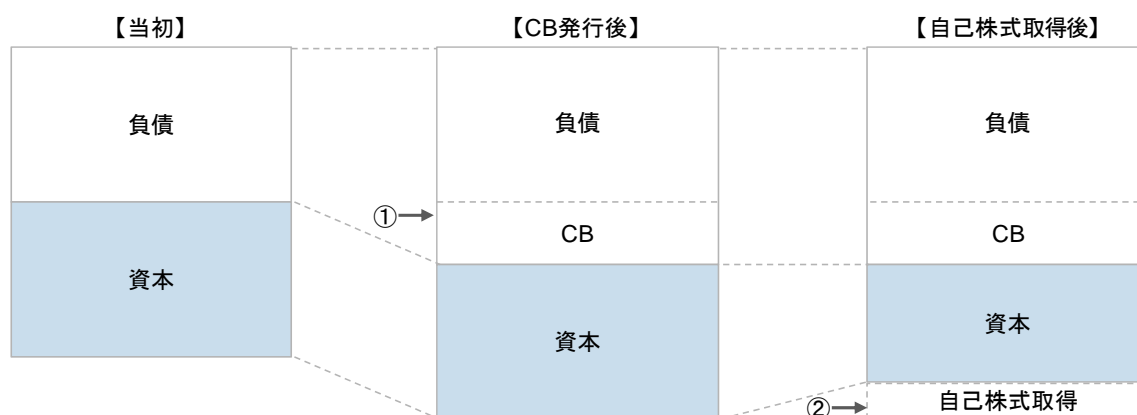
当行は、今後の米ドル建の投融資資金を確保するうえで、低コストの米ドル建の負債性資金調達が最も適した手法であり、以下の特徴を有する本新株予約権付社債の発行がかかる狙いに合致するものと判断しました。

- ① 本新株予約権付社債は 2020 年を満期とする米ドル建およびゼロ・クーポンで発行され、金利コストの最小化に資する調達であること。
- ② 本新株予約権付社債の転換価額として、本日の当行普通株式の終値を一定程度上回る転換価額を設定することで、発行後の一株当たり利益の希薄化を極力抑制する効果が期待されること。
- ③ 本新株予約権付社債は転換制限条項（下記 1）および取得条項（額面現金決済型）（下記 2）を付すことで、普通株式への転換可能性を抑制し、既存株主の皆さまに配慮した負債性の高い商品性としていること。

加えて、本日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」および「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」において記載のとおり、当行は、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、取得する株式の総数の上限を 7,500,000 株、取得価額の総額の上限を 35 億円とする自己株式取得枠の設定を決議し、併せて、事前公表型自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式取得を平成 27 年 3 月 11 日に行うことを決定しました。当該自己株式取得により取得した株数が取得予定株数に満たない場合には、同日以降についても市場環境や諸規則等を考慮したうえで機動的に自己株式の取得を継続していく予定です。なお、自己株式取得には手元の当行円貨資金を充当することから、本新株予約権付社債発行による発行手取金（米ドル建）は充当されません。

当行は、本新株予約権付社債の発行と自己株式取得を実施することで、株主資本利益率（ROE）や 1 株当たり当期純利益（EPS）など資本効率の向上を図ることが可能になると考えております。本新株予約権付社債の発行およびこれに並行する自己株式の取得については、下記のご概念図をご参照ください。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。



- ① 負債の増加〔負債性の低利資金調達：CB発行（ゼロ・クーポン、時価を上回る転換価額、転換制限条項、取得条項（額面現金決済型））〕
- ② 資本の減少〔自己株式取得による資本の減少〕
- ③ 以上の実施により見込まれる効果
 - ・ 負債増加、資本減少による資本コストの低減
 - ・ 資本減少による株主資本利益率（ROE）向上
 - ・ 自己株式取得による1株当たり利益（EPS）の増加

※ 取得した自己株式の取扱いについては、今後の経営環境及び当行の資本政策等の諸般の事情を勘案しながら、総合的に検討してまいります。

【転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、新株予約権付社債権者が新株予約権を行使できない条項をいいます。本新株予約権付社債においては原則として、各四半期の最終20連続取引日において、それぞれの取引日における当行普通株式の終値を当該取引日における為替レートにより米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が当該四半期の最終取引日の転換価額の130%（1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限り、本新株予約権付社債権者は翌四半期において本新株予約権を行使することができます。ただし、2019年12月27日以降2020年3月12日までは、いつでも本新株予約権の行使が可能となります。

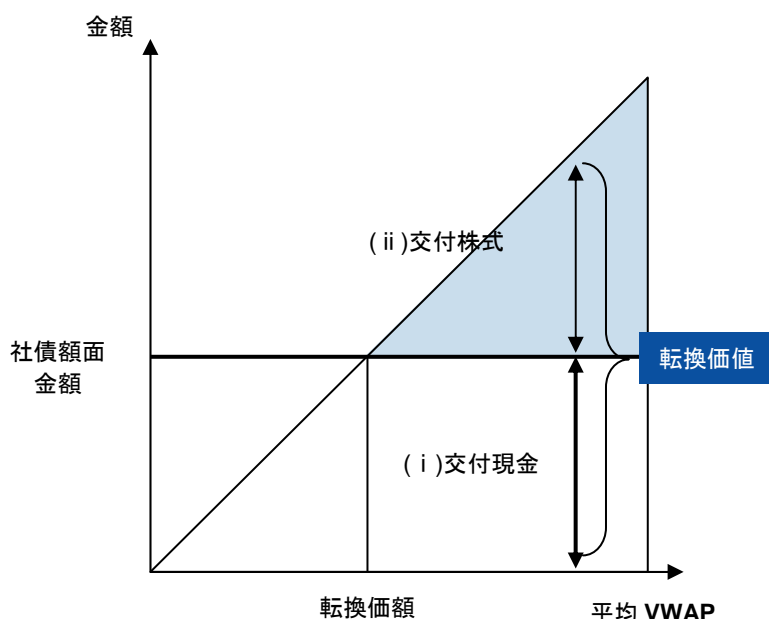
【取得条項（額面現金決済型）について】

本新株予約権付社債には、会社法に基づき、当行が下記の財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得する権利が付与されます。当行が本新株予約権付社債において今回採用する取得条項（額面現金決済型）では、当行は、自己の裁量により、2019年12月26日以降、一定期間の事前通知を行ったうえで、各本新株予約権付社債につき(i)本社債の額面金額の100%に相当する金額の金銭及び(ii)転換価値（以下（※1）に定義する。）から本社債の額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下（※2）に定義する。）で除して得られる数（1株未満の端数切り捨て）の当行普通株式を交付財産として、残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができます。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- ・※1 転換価値：(各本社債の額面金額÷最終日転換価額) × 1株当たり平均VWAP
最終日転換価額：1株当たり平均VWAPの計算期間の最終日の転換価額
- ・※2 1株当たり平均VWAP：当行が取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当行普通株式の売買高加重平均価格をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドル換算し1セント未満を四捨五入した値の平均値(1セント未満を四捨五入)
- ・為替レート：当該日の午後3時(日本時間)現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値

下記は、取得条項に基づく本新株予約権付社債の取得時における交付財産の概念図です。



交付財産 = (i) + (ii)

(i) 交付現金

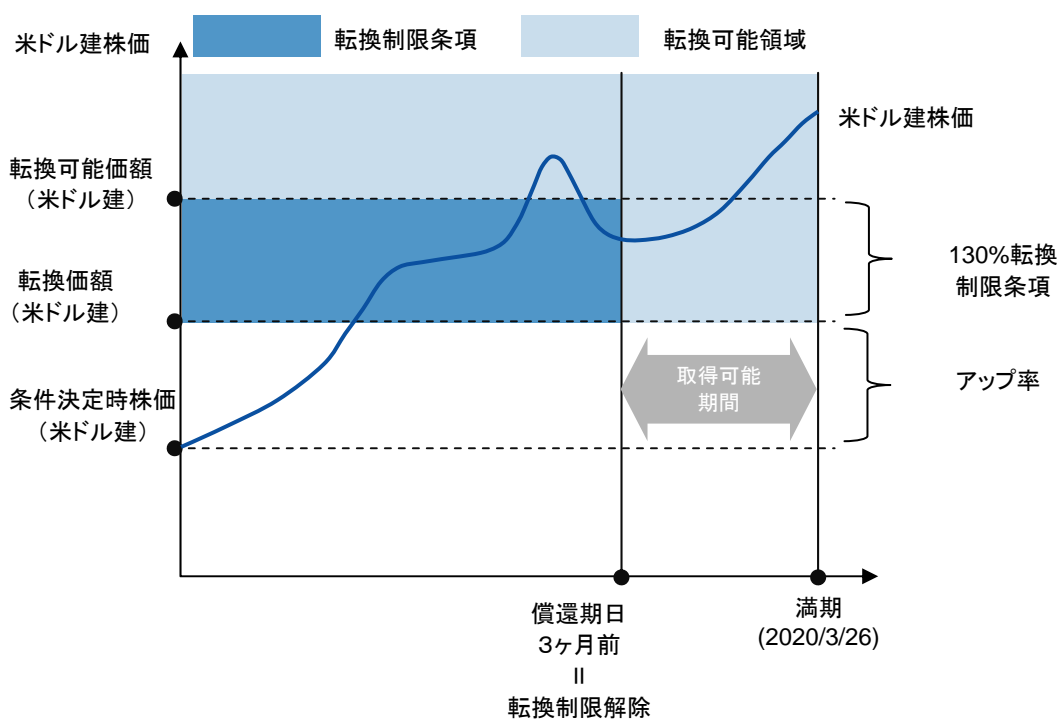
額面金額(100%)

(ii) 交付株式

$(\text{転換価値} \times 1 - \text{額面金額}) \div 1\text{株当たり平均 VWAP} \times 2$

下記は、転換制限条項と取得条項(額面現金決済型)を組み合わせた概念図です。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。



※ 株価変動はイメージであり、当行の株価の動きを予測又は保証するものではありません。

※ 米ドル建株価は、円建株価をその時点の米ドル円レートで換算して計算されるため、為替変動の影響を受けます。従いまして、必ずしも円建株価と同じ動きをするものではありません。

※ 本新株予約権付社債の転換価額は米ドル建で決定されるため、本新株予約権付社債の転換価値及びパリティ（当行普通株式の米ドル建株価を転換価額で除した値）は当行株価（円建）と為替変動の2つの要素の影響を受けます。但し、本新株予約権の行使により当行が交付する当行普通株式の株数は為替変動の影響を受けません。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

1. 社 債 の 名 称 株式会社名古屋銀行2020年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株
予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部
分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 本 社 債 の 払 込 金 額 本社債の額面金額の100.0%
3. 本新株予約権と引換えに 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
払 い 込 む 金 銭
4. 本新株予約権の割当日及び 2015年3月26日
本 社 債 の 払 込 期 日（発行日）
5. 募 集 に 関 す る 事 項
(1) 募 集 の 方 法 Mizuho International plc（以下「買取人」という。）の総額買取引
受によるスイス連邦その他欧州を中心とする海外市場（但し、アメリ
カ合衆国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは買取契約
書（下記6(3)②に定義する。）の締結日の翌日午前8時（日本時間）
までに行われるものとする。
(2) 本新株予約権付社債の 本社債の額面金額の102.5%
募 集 価 格（発行価格）
6. 本新株予約権に関する事項
(1) 本新株予約権の目的 本新株予約権の目的である株式の種類は
である株式の種類 本新株予約権の目的である株式の種類は
及 び 数 及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は
より当行が交付する当行普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額
面金額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行
使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わな
い。
(2) 本新株予約権の総数 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、2,000個を発行する。
(3) 本新株予約権の行使に ① 各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものと
際して出資される財産 し、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
の内容及びその価額 ② 転換価額は米ドル建とし、当初、当行の取締役頭取が、当行取締
役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を
勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債
に関して当行、買取人及びその他の当事者との間で締結する社債買
取並びに支払及び行使受付代理契約書（以下「買取契約書」とい
う。）の締結日における当行普通株式の終値（以下に定義する。）
を本日午後3時（日本時間）現在のロイター・スクリーン・ペー
ジ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レートの仲値によ
り米ドルに換算した額に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一
定の日における当行普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券
取引所におけるその日の当行普通株式の普通取引の終値をいう。
③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式
の時価を下回る払込金額で当行普通株式を発行し又は当行の保有
する当行普通株式を処分する場合には、次の算式により調整され

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

る。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式（当行の保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当行普通株式の分割又は併合、一定限度を超える配当の支払い、当行普通株式の時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の場合にも適宜調整されることがある。

- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (5) 本新株予約権を行使することができる期間 2015年4月9日から2020年3月12日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）までとする。但し、(i) 下記7(4)②記載の本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日（以下に定義する。）前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで、(ii) 下記7(4)③記載の当行による本新株予約権付社債の取得がなされる場合は本社債が消却される時まで、(iii) 下記7(4)④記載の本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に引き渡された時まで、また(iv) 下記7(4)⑤記載の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020年3月12日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記7(4)③記載の当行による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知（下記7(4)③に定義する。）の翌日から取得期日（下記7(4)③に定義する。）までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当行の組織再編等（下記7(4)②(ロ)に定義する。）を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することができないものとする。

上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京営業日（以下に定義する。）でない場合は翌東京営業日）が、株主確定日（以下に定義する。）の2東京営業日前の日（当該株主確定日が東京営業日でない場合には、当該株主確定日の3東京営業日前の日）（その日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京営業日でない場合には、当該株主確定

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

日の翌東京営業日) (その日を含む。) までの期間に該当する場合には、行使することができない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当行は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

「営業日」とは、ロンドン、ルクセンブルク及び東京において銀行が通常の営業を行っている日をいい、「東京営業日」とは、東京において銀行が営業を行っている日をいう。

(6) その他の本新株予約権
の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ロ) 2019年12月27日(但し、当日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期(1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下、本(ロ)において同じ。)の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する20連続取引日において、それぞれの取引日における当行普通株式の終値を当該取引日における為替レート(以下に定義する。)により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%(1セント未満を四捨五入)を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(但し、2019年10月1日に開始する四半期に関しては、2019年12月26日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

- ① 株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(JCR)による当行の長期発行体格付又は本新株予約権付社債の格付(格付がなされた場合に限る。以下同じ。)がBBB-(格付区分の変更が生じた場合には、これに相当するもの)以下である期間
- ② 当行が、本新株予約権付社債権者に対して、下記7(4)②記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間
- ③ 当行が組織再編等を行うにあたり、上記(5)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、当該組織再編等の効力発生日の30日前以後当該組織再編等の効力発生日の1日前までの期間

なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、当行普通株式の終値が発表されない日を含まない。

一定の日における「為替レート」とは、当該日における直物外国為替レートをいい、当該日の午後3時(日本時間)現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値により決定される。ロイター・スクリーン・ページに当該レートが表示されない場合には、下記(7)記載の新株予約権行使請求受付代理

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

(7) 本新株予約権の行使請求受付場所
(新株予約権行使請求受付代理人)

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(8) 当行が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合において、本社債に基づく当行の義務が承継会社等（以下に定義する。）に承継される場合、当行は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、下記(ロ)記載の条件で本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させることができるものとする。かかる交付がなされる場合、当行は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当行の努力義務は、当行がMizuho International plcに対して下記7(4)②(ロ)(iv)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債に係る当行の義務を承継する会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記6(3)③と同様の調整に服する。

(i) 合併行為（下記7(4)②(ロ)に定義する。）又は持株会社化行為（下記7(4)②(ロ)に定義する。）の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当行普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記(i)の場合以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日から、上記(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(6)(ロ)と同様の制限を受ける。

⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を下記7(4)③と同様に取得することができる。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑩ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当行は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当行の義務を承継会社等に承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

- (9) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由
- 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当行が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

7. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の総額 1億米ドル
(2) 各本社債の額面金額 50,000米ドル
(3) 本社債の利率 本社債には利息を付さない。

(4) 償還の方法及び期限 ① 満期償還

2020年3月26日に、本社債の額面金額の100%の価額で償還する。

② 繰上償還

(イ) 税制変更による繰上償還

当行は、下記(7)①に基づき追加額支払の義務が発生したこと又は本社債に関する次回の支払に関し追加額支払の義務が発生しうることをMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に了解させた場合、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以下の事前の通知を行うことにより、2015年3月27日以降、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ロ) 組織再編等による繰上償還

下記の場合には、当行は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上事前の通知を行った上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該組織再編等の効力発生日より前の日とする。）において、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還する。但し、かかる償還は、当該組織再編等についての当行の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当行の取締役会）による承認を条件とする。

- (i) 承継会社等による本新株予約権付社債の所持人に対する本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付を伴わない合併行為の提案が行われる場合
- (ii) 本社債に基づく当行の義務の承継会社等による承継を伴わない持株会社化行為の提案が行われる場合
- (iii) 承継会社等による本新株予約権付社債の所持人に対する本新株予約権に代わる新たな新株予約権の交付を伴わない組織再編等の提案が行われる場合
- (iv) 当行が、承継会社等の普通株式が、当該組織再編等の効力発生日において上場が達成されていること又は上場が維

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

持されていることを当行がその時点で想定していない旨の当行代表取締役の署名した証明書を当該組織再編等の生じた日又はその前にMizuho International plcに対して交付した場合

上記償還に適用される償還金額は、上記6(3)②記載の転換価額の決定時点における金利、当行普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパーティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする（但し、償還日が2020年3月13日から2020年3月25日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当行取締役頭取が、当行取締役会の授権に基づき、上記6(3)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、合併行為、会社分割行為（以下に定義する。）、持株会社化行為及びその他の本社債に基づく当行の義務を承継会社等に承継させる組織再編行為をいう。

「合併行為」とは、当行が他の法人と新設合併し、又はこれに吸収合併される（当行が存続会社となる新設合併又は吸収合併を除く。）旨の決議が当行の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当行の取締役会）で承認された場合をいう。

「会社分割行為」とは当行が新設分割又は吸収分割を行う（本社債に基づく当行の義務を当該分割の相手方に承継させる場合に限る。）旨の決議が当行の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当行の取締役会）で承認された場合をいう。

「持株会社化行為」とは、当行が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる旨の決議が当行の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当行の取締役会）で承認された場合をいう。

(ハ) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当行以外の者（以下「公開買付者」という。）により当行普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当行が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii) 当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得の結果当行普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当行又は公開買付者が、当該取得後も当行が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv)

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

公開買付者が当該公開買付けにより当行普通株式を取得した場合には、当行は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当行普通株式の決済開始日から14日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から14東京営業日目以降30東京営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(ロ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする。但し、償還日が2020年3月13日から2020年3月25日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当行又は公開買付者が、当該公開買付けによる当行普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由（下記(ホ)に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ハ)記載の当行の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該決済開始日から60日以内に生じなかった場合には、当行は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から14東京営業日目以降30東京営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当行が本(ハ)記載の償還義務と上記(ロ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記(ロ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ニ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(ニ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の10%を下回った場合、当行は、2015年3月27日（その日を含む。）から2020年3月25日（その日を含む。）までの間、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以下の事前の通知を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当行普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当行普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当行の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当行は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由が生じた日から14日以内に）本新株予約権付社債の所持人に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当行普

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

通株式の取得日より前で、当該通知の日から14東京営業日目を降30東京営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(ロ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の150%とする。但し、償還日が2020年3月13日から2020年3月25日までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(へ) 当行が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記③に基づく取得通知を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知又は取得通知を行うことはできない(但し、当行普通株式が取得期日において東京証券取引所に上場されていない場合はこの限りでない。)

また、当行が上記(ロ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ハ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後上記(イ)若しくは(ニ)に基づく繰上償還の通知又は下記③に基づく取得通知を行うことはできない。

③ 当行による本新株予約権付社債の取得

当行は、2019年12月26日以降、本新株予約権付社債権者に対して、取得期日現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」という。)することができる。当行は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。

当行による本③に基づく本新株予約権付社債の取得は、当行普通株式が取得期日において東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当行は、取得した本新株予約権付社債に係る本社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

「取得期日」とは、取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債の額面金額相当額の金銭及び(ii)転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当行普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当行が取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる20連続取引日(以下「関係VWAP期間」

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

という。)に含まれる各取引日において東京証券取引所が発表する当行普通株式の売買高加重平均価格をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額の平均値(1セント未満を四捨五入)をいう。当該関係 VWAP 期間中に上記 6(3)③記載の転換価額の調整事由が発生したときには、1株当たり平均 VWAP も適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均 VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係 VWAP 期間の最終日における転換価額をいう。

④ 買入消却

当行又は当行の子会社は、スイス中央銀行の規制並びにその他適用法令及び規則に従い、買取人を通して、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買い入れることができる。当行又は当行の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当行又は当行の子会社は、買い入れた本新株予約権付社債を消却のために Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に引き渡すことができ、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. は、引き渡された本新株予約権付社債に係る本社債を直ちに消却するものとする。

⑤ 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. が残存する本社債の期限の利益喪失宣言の通知をした場合には、当行が当該通知を受領した後 15 日以内に当該事由を治癒し、又は本新株予約権付社債の要項所定のその他の措置をとらない限り、当行は、残存する本社債の全部につき期限の利益を失い、額面金額の 100%の価額で償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債券の様式 本新株予約権付社債については、無記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとし、本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできないものとする。

(6) 本社債の担保又は保証 なし。

(7) 特約 ① 追加額の支払

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

本社債に関する支払につき、現在又は将来において日本国の又は日本国内の課税当局により租税公課を源泉徴収又は控除することが要求された場合には、当行は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人に対する当該源泉徴収又は控除後の支払金額が当該控除を行わなかった場合の支払金額に等しくなるように追加額を支払う。

② 担保設定制限

当行は、本社債が残存する限り、現在又は将来の外債又は外債に対する保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために、当行の現在又は将来の資産又は収入に対して質権、抵当権その他の担保を付さない。但し、当該担保を同時に同等の比率をもって本新株予約権付社債にも付す場合又はMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. が当該担保と同等以上であると認める他の担保若しくは保証若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債に付す場合は、この限りでない。上記の「外債」とは、当行又は第三者の発行する償還期間が1年を超える日本法上の社債のうち、(イ)日本円以外の通貨建のもの又は円貨建でその元本総額の過半が当行若しくは当該第三者により若しくは当行若しくは当該第三者の承諾を得て当初日本国外で募集若しくは販売されるものであって、かつ(ロ)日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が立ち、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

(8) 本社債の償還金 支払場所
(支払代理人)

8. 上 場 該当事項なし。
9. 安 定 操 作 取 引 該当事項なし。
10. 取 得 格 付 株式会社日本格付研究所 (JCR) より本新株予約権付社債に関してA+の格付を取得できる予定である。
11. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当行取締役頭取及び代理人が決定する他、買取契約書に定めるところによる。

以 上

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債発行による発行手取金約1億米ドルは、平成29年3月末日までを目途に米ドル建の投融資資金に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当行は、銀行業の社会性・公共性を鑑み、また、多様化するリスクの中にあって、財務体質の一層の向上・健全性の維持向上に留意しつつ、安定的な配当を継続的にを行うことを基本的な考えとしております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定に際しては、上記基本方針に基づき、経営環境、収益力、財務内容等を総合的に勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、お客さまの高度化・多様化するニーズにお応えし、将来の企業価値の向上のための投資や企業の競争力強化のため、有効に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
1株当たり連結当期純利益	10.20円	30.41円	26.58円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	6.50円 (3.00円)	6.50円 (3.00円)	6.50円 (3.00円)
実績連結配当性向	63.7%	21.4%	24.5%
自己資本連結当期純利益率	1.3%	3.4%	2.8%
連結純資産配当率	0.8%	0.7%	0.7%

(注)1. 1株当たり連結当期純利益は、普通株式の期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均)で除した数値であります。

4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した金額であります。

3. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	270円	298円	425円	404円
高 値	311円	433円	494円	480円
安 値	213円	210円	301円	356円
終 値	297円	426円	403円	449円
株価収益率(連結)	29.1倍	14.0倍	15.2倍	—

(注)1. 平成27年3月期の株価については、平成27年3月9日現在で表示しています。

2. 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成27年3月期については未確定のため記載しておりません。

(4)ロックアップについて

当行は、当該募集に関する本新株予約権付社債に関する買取契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、買取人の事前の書面による同意なく、当行普通株式、当行普通株式に転換若しくは交換されうる証券若しくは当行普通株式を受領する権利を表章する証券の発行等、又は株式等の全部若しくは一部を直接若しくは間接に移転するデリバティブ取引等の締結（但し、単元未満株主の売渡請求による当行普通株式の売渡し、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当行普通株式の交付、当行並びに当行子会社及び当行関連会社の取締役及び従業員向けのストックオプション等の付与、ストックオプション等の行使による当行普通株式の発行、株式分割による当行普通株式の発行、その他適用法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以上

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。